



ミュージアムさくら塾
第3回

江戸時代の史料に見る 秦野の暮らし

東京大学大学院農学生命科学研究科
農業史研究室准教授 戸石七生

2023年11月11日
於はだの歴史博物館第1企画展示室

報告の内容

1. 自己紹介（研究テーマ、経歴、農業史研究室について）
2. 秦野の史料との出会い
3. 時代背景としての人口減少：現代との共通点と相違点
4. 秦野の人々はいかに家と村を守ってきたか
——「遺跡」に注目して——
5. おわりに

研究テーマ

- 近世農村における養子縁組の研究
 - 日印農村史の比較史的研究
 - 村落構造の研究
 - 職業ネットワークの研究（安楽院庄七・報徳運動・農協運動など）
 - 環境史（コモンズ・入会林野の研究ほか）
 - 食生活史（ベジタリアン・牛肉食の歴史ほか）
 - 農業技術史（牛と人間の関係ほか）
- ⇒一言で言えば、「お百姓さん」の研究

業績



戸石七生
NISHIOKI NANAMI



経歴

1977年 広島県広島市で生まれる

1996年 女子学院高等学校卒業

1996年 東京大学教養課程文科三類進学

2000年 東京大学大学院農学生命科学研究科農業・資源経済学専攻農業史研究室修士課程
修了

2000年 秦野市史編さん史料調査員（～2005年）

2007年 東京大学大学院農学生命科学研究科農業・資源経済学専攻農業史研究室博士課程
修了

2009年 東海大学教養学部人間環境学科自然環境課程非常勤講師（～2012年）

2011年 東京大学大学院農学生命科学研究科農業・資源経済学専攻助教

2013年 東京大学大学院農学生命科学研究科農業・資源経済学専攻農業史研究室講師

2018年～ 現職

2023年～ オハイオ州立大学客員研究員、ニューカッスル大学客員研究員

秦野と農業史研究室



- **農業史研究室**を作った**古島敏雄先生**（1912－1995）が市史編纂を担当
- **榎田和幸氏**「古島敏雄先生と秦野市史」『わたしたちに刻まれた歴史: 追想の古島敏雄・百合子先生』古島敏雄・百合子御夫妻追悼文集刊行会、1996

秦野市の史料との出会い

秦野市の史料との出会い



- 秦野市市史編纂室（2000年当時）で宗門改帳と出会う
 - 史料の分析結果：養子の平均年齢が**28歳（！）**
 - 「身寄りのない子どもを引き取ること」が養子縁組ではないのか？
 - 婿養子であれば、昔の人は早婚というのは誤りなのか？
- 日本の養子研究を始める
- 歴史人口学に出会う**

速水融先生と歴史人口学



速水融先生 (1929-2019)
出所：日本学士院ウェブサイト

- 古島先生の指導教官である東畑精一東京大学農学部教授 (1899-1983) ・農水官僚東畑四郎 (1908-1980) の甥
 - 三重に疎開中、東畑先生に本を返しにきた古島先生に遭遇
- アナール派の「世帯復元」と時刻表をもとにした発想によりBDS (ベーシック・データ・シート) を開発、**宗門改帳を使った歴史人口学的研究の先駆的存在**となる

宗門改帳とは何か



- 宗門改の開始 (1640)
 - キリスト教・日蓮宗不受不施派の取締り強化
 - バテレン追放令(1587)
 - 禁教令 (1612)
 - **島原の乱(1637-1638)**
 - 人別改・人畜改の開始 (安土・桃山時代)
 - 挑発可能な人口・牛馬数を調査する必要性
- 近世中期には両者が統合

宗門改帳とは何か



- 寺請制度
 - 旦那寺と檀家の関係を証明
- 多くの場合は村役人が三月頃に作成、寺の住職による確認
 - 村に残されるのは控え
 - 縁組による世帯移動や出生などのライフイベントが発生したときは、書き込みや付箋で記録、清書したものを提出
- 作成された地域・時代によって形式が異なる
 - 基本的に毎年作成されるが、和歌山藩では6年に1度作成
- 世帯主との続柄・年齢が分かる
 - 女性の場合は続柄のみで名前が省略される場合も

横野村VBDS

A	B	C	U		V		W		X		Y	Z
年号	性別	家番号	延享三年(1746)		年齢	配偶者	延享五年/寛延一年(1748)		年齢	配偶者	寛延	
			記載				記載				記載	
仁兵衛	男	160	* 源右衛門跡仁兵衛40		40	有	* 仁兵衛42		42	有	* 仁	
しな	女	160	娘しな23(他所縁付)		23							
卯之助	男	160	倅源六18(他所奉公)		18		倅源六20(他所奉公)		20		倅	
松	女	160	娘まつ15(他所奉公)		15		娘まつ17(他所奉公)		17		娘	
さつ	女	160										
さん	女	160	娘さん10		10		娘さん12		12		娘	
金四郎	男	160	倅金太郎7		7		倅金四郎9		9		倅	
きよ	女	160										
市太郎	男	160										
ふの	女	160										
源五右衛門	男	160										
人数		160			6				6			
奉公人		160										
高		160			38207							
畑		160										
馬		160										
惣兵衛	男	161										
女房	女	161										
次郎左衛門	男	161	* 次郎左衛門55		55	有	* 次郎左衛門57		57	有	* 次	
とめ	女	161	女房とめ47		47	有	女房とめ49		49	有	女	
蔵之助	男	161	倅平蔵23		23	有	倅平蔵25		25		倅	
安五郎	男	161										
しけ	女	161										
つね	女	161	娘つね24		24	有						

注：横野村宗門改帳（後述）から戸石作成。

宗門改帳と近世史料

村の史料（主に名主が作り・保管するもの）

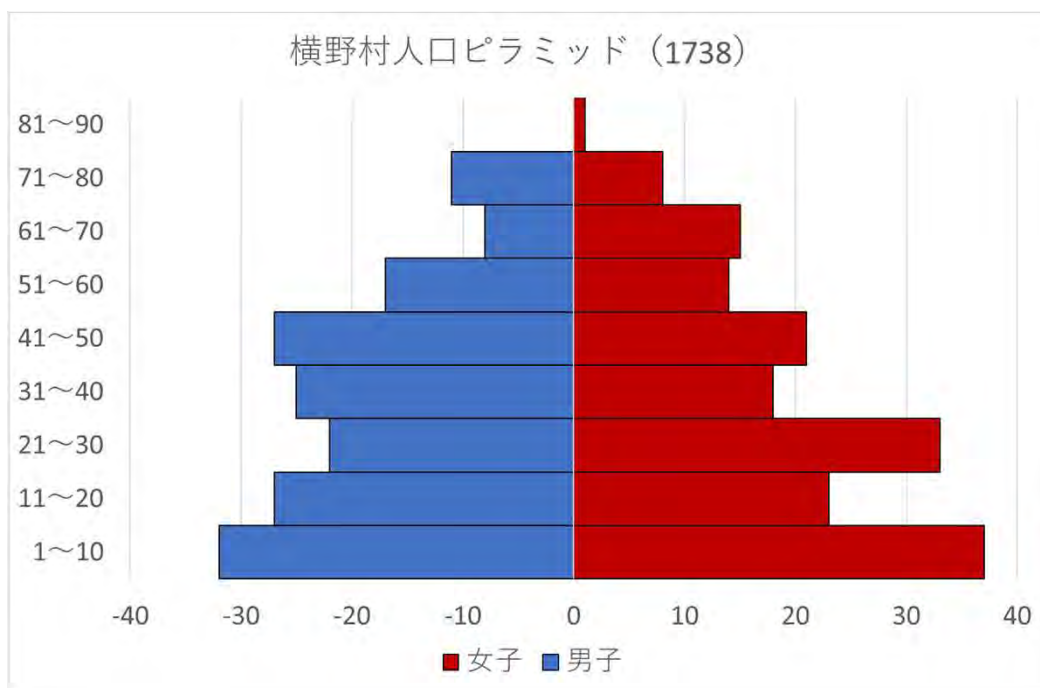
- 検地帳
- 村絵図
- **宗門改帳**
- 年貢皆済目録
- 村入用帳
- 御用留
- 村送り証文
- 寺送り証文

家の史料（村人が私的に作り・保管するもの）

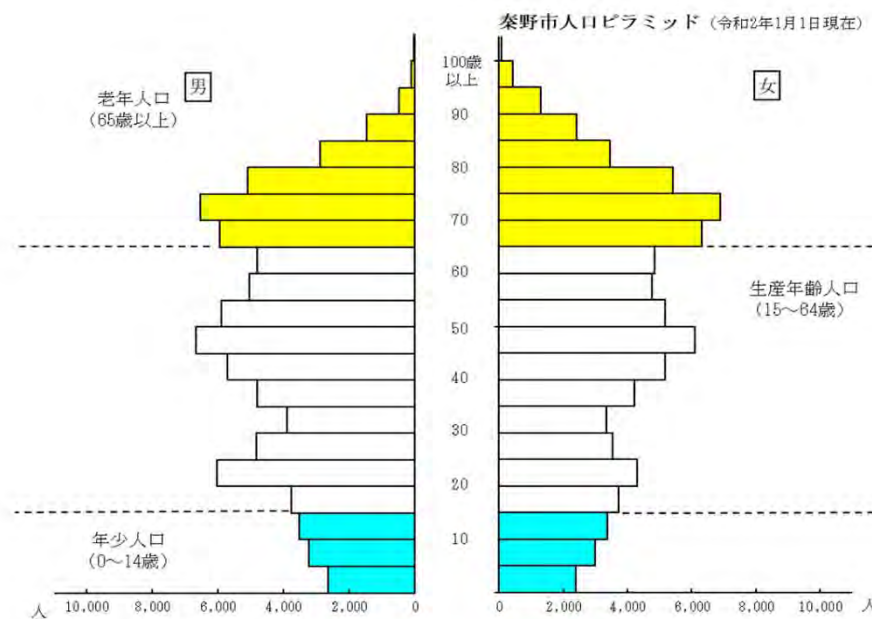
- 証文（遺跡証文等）
- 書状
- 覚書
- 日記

時代背景としての人口減少：
現代との共通点と相違点

若年人口比率の違い：1738年と2020年



出所：元文三年相州大住郡横野村人別宗門改帳より
戸石作成



出所：令和元年度保健福祉事務所秦野センター年報
<https://www.pref.kanagawa.jp/documents/73869/r1nenpou.pdf>

関東の人口減少：松平定信『宇下人言』

「いま関東の近き村々、荒地多く出来たり、ようよう村には名主ひとりのこり、その外はみな江戸へ出ぬというがごとく」



関東の人口減少：武陽陰士『世事見聞録』

「関東の内にも、常陸・下野は過半荒れ地潰れ家出来たる由、もっともこの辺の風俗古来、子を間引くとて生まれたる子を殺す故、だんだん人少なになりたりという説あれども、しかし、これは右の子を間引き取るにはあるべからず、その事は昔よりの仕曲となれば、さあならば古来も人少なにてあるべきはずなるに、前々は豊饒なる国などと見えて、名将・英雄・豪傑も発り、民家も沢山にありて、御入国の頃まではさのみ余国に劣らざる相応の国柄にてやありけん。（中略）しからば全く子を殺す故にはあるべからず。人少なになり荒れ地出来たるは、およそ百余年以来の事なり」

近世後期の人口（全国）

	享保六年 (1721)	宝暦六年 (1756)	天明六年 (1786)	文政五年 (1822)	弘化三年 (1846)	明治五年 (1872)
近畿	100	97.73	94.66	96.02	93.50	99.75
東海	100	100.61	99.16	107.12	106.65	115.36
関東	100	97.95	85.40	82.81	86.63	100.98
東北	100	92.10	83.39	89.04	88.73	122.72
東山	100	102.80	104.07	110.01	110.11	127.56
北陸	100	102.65	97.81	111.86	117.57	153.06
山陰	100	109.25	111.97	127.87	124.81	140.05
山陽	100	102.45	108.45	111.21	120.25	143.09
四国	100	104.92	108.45	122.32	126.82	159.66
九州	100	104.51	104.93	110.44	113.78	161.72

出所：関山直太郎『近世日本の人口構造』141頁。

近世後期の人口（関東）

	享保六年 (1721)	宝暦六年 (1756)	天明六年 (1786)	文政五年 (1822)	弘化三年 (1846)	明治五年 (1872)
上野	100	101.83	91.80	80.23	75.16	89.06
下野	100	95.31	77.64	70.54	67.62	89.02
常陸	100	90.06	72.22	69.57	73.24	91.06
武蔵	100	93.21	85.48	89.02	93.38	102.10
相模	100	97.74	89.38	86.31	97.00	114.07
上総	100	107.66	95.34	91.36	88.52	103.05
下総	100	104.23	89.10	77.23	96.75	118.86
安房	100	119.02	108.20	120.84	124.16	133.83

出所：速水融「人口統計史から見た明治維新」『歴史人口学研究』藤原書店、2009年、109-118頁。

秦野の人々はいかに
家と村を守ってきたか
——「遺跡」に注目して——

三嶽敏雄先生による「遺跡」の説明

- 「農家の部屋住の若者が後家の百姓株式を譲り受けて独立することが出来る。所持地の少ない農家では長男以外は部屋住みとして一生をおくるほかないが、たまたま働き手を失った後家が出現すると持参金つきで跡におさまることができる。持参金を借金することが多いが、領主から課せられる負担や人足差出しは軒割が多く、村では一軒でも潰れるとその負担が他へしわよせられるので、できるだけ戸数を維持する必要がある。」

三嶽敏雄「村の税の負担と治山治水」『秦野市史研究』23号より

横野村の宗門改帳一覽 (1738 - 1870)

前期

後期

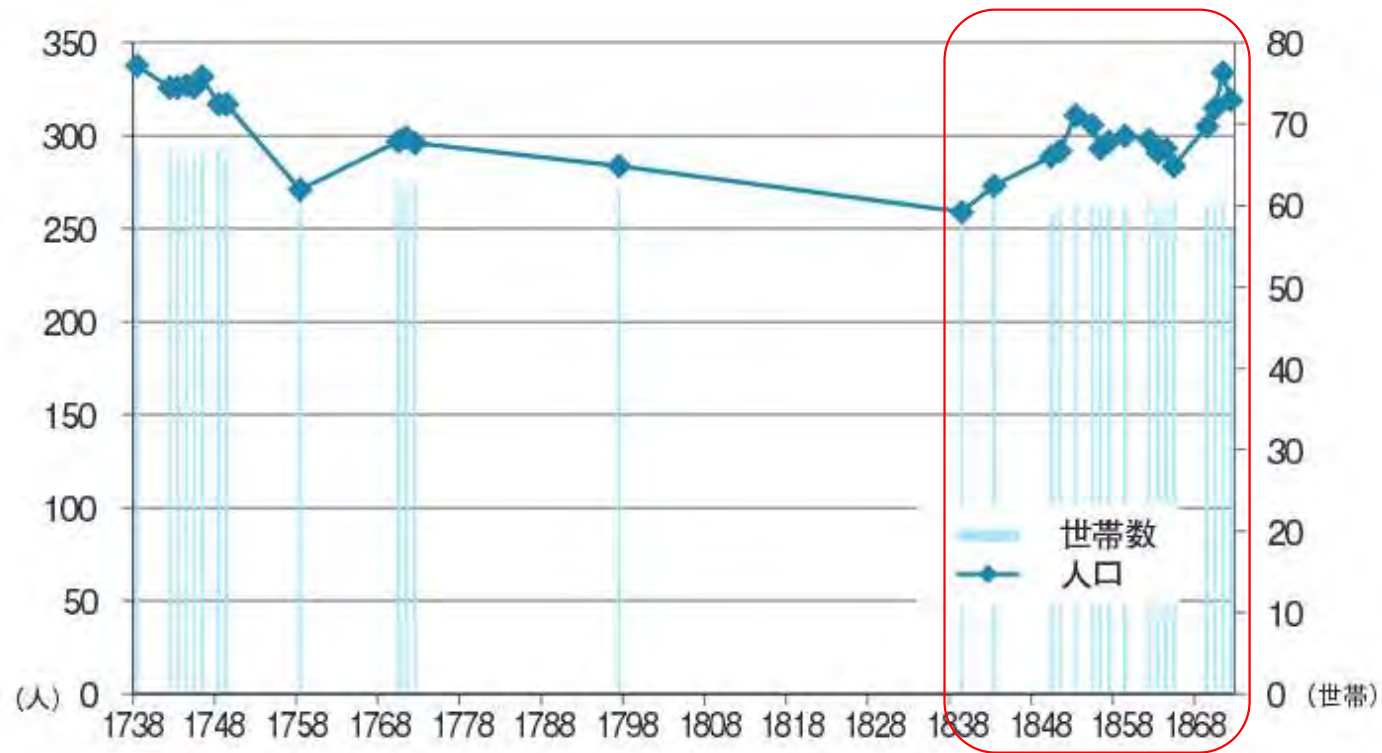
- 『元文三年相州大住郡横野村人別宗門御改帳』(1738)
- 『寛保三年相模国大住郡横野村宗門御改帳』(1743)
- 『延享元年相模国大住郡横野村宗門御改帳』(1744)
- 『延享三年相模国大住郡横野村宗門御改帳』(1745)
- 『延享五年相模国大住郡横野村宗門御改帳』(1748)
- 『寛延三年相模国大住郡横野村宗門御改帳』(1749)
- 『宝暦八年相模国大住郡横野村宗門御改帳』(1758)
- 『明和八年相模国大住郡横野村宗門人別帳』(1770)
- 『明和九年相模国大住郡横野村宗門人別帳』(1771)
- 『安永四年相模国大住郡横野村宗門人別帳』(1774)
※題名推定
- 『寛政九年相模国大住郡横野村宗門人別帳』(1797)

- 『天保十年相模国大住郡横野村宗門御改御帳』(1839)
- 『天保十四年相模国大住郡横野村切支丹宗門御改御帳』(1843)
- 『嘉永三年小田原領相模国大住郡横野村切支丹宗門御改御帳』(1850)
- 『嘉永四年小田原領相模国大住郡横野村切支丹宗門御改御帳』(1851)
- 『嘉永六年小田原領相模国大住郡横野村切支丹宗門御改御帳』(1853)
- 『安政二年小田原領相模国大住郡横野村切支丹宗門御改御帳』(1855)
- 『安政三年小田原領相模国大住郡横野村切支丹宗門御改御帳』(1856)
- 『安政四年小田原領相模国大住郡横野村切支丹宗門御改御帳』(1857)
- 『安政六年小田原領相模国大住郡横野村切支丹宗門御改御帳』(1859)
- 『文久二年小田原領相模国大住郡横野村切支丹宗門御改御帳』(1862)
- 『文久三年小田原領相模国大住郡横野村切支丹宗門御改御帳』(1863)
- 『元治元年小田原領相模国大住郡横野村切支丹宗門御改御帳』(1864)
- 『元治二年小田原領相模国大住郡横野村切支丹宗門御改御帳』(1865)
- 『明治二年小田原領相模国大住郡横野村切支丹宗門御改御帳』(1869)
- 『明治三年小田原領相模国大住郡横野村切支丹宗門御改御帳』(1870)

横野村の宗門改帳一覧 (1738 - 1870)

- 現存する最古のものは元文三年（1738）のもの、最も新しいものは明治三年（1870）のもの
- 計28冊
- 寛政九年（1797）以降、41年間の空白あり。それまでの世帯の動向が追えなくなる
 - 前期13冊（1738-1797）と後期13冊（1839-1870）と分けて分析
 - 村方騒動によって史料が失われた？
- 天保十年（1839）から明屋敷（空家）数が〇〇（人名）跡として記録される
 - 小田原藩領になり宗門改帳の形式が変わった？

横野村（神奈川県秦野市）の人口



横野村の明屋敷一覽 (1839—1870)

年度	明屋敷名前と番号								明屋敷計
	太平治 ①	何兵衛 ②	伝蔵 ③	喜久右衛門 ④	佐助 ⑤	茂右衛門 ⑥	ちよ ⑦	八左衛門 ⑧	
1839	—	明屋敷	明屋敷	明屋敷	—	—	—	—	3
1843	消滅	再興	再興	明屋敷	—	—	—	—	2
1850	明屋敷	—	—	明屋敷	明屋敷	明屋敷	—	—	4
1851	明屋敷	—	—	明屋敷	記載漏れ	再興	—	—	3
1853	明屋敷	—	—	明屋敷	明屋敷	—	—	—	3
1855	明屋敷	—	—	明屋敷	明屋敷	—	—	—	3
1856	明屋敷	—	—	明屋敷	明屋敷	—	—	—	3
1857	明屋敷	—	—	明屋敷	明屋敷	—	—	—	3
1859	明屋敷	—	—	明屋敷	明屋敷	—	—	—	3
1862	明屋敷	—	—	再興	明屋敷	—	消滅	—	2
1863	明屋敷	—	—	—	明屋敷	—	明屋敷	—	3
1864	明屋敷	—	—	—	明屋敷	—	明屋敷	—	3
1865	再興	—	—	—	明屋敷	—	明屋敷	—	2
1869	—	—	—	—	明屋敷	—	明屋敷	明屋敷	3
1870	—	—	—	—	明屋敷	—	明屋敷	明屋敷	3

明屋敷のその後

世帯番号	名前	再興時世帯員	消滅年	再興年	明屋敷期間
①	太平治	傳良 (33)、女房 (27)	1843	1865	22年
②	何兵衛	玄秀 (42)、妻みさ (37)、 女子なぎ (9)、男子茂十郎 (6)、女子なつ (3)	観察不能	1843	4年以上
③	伝蔵	儀右衛門 (47)、女房 (40)、 女しげ (17)、女かく (10)、 女ひやく (4)	観察不能	1843	4年以上
④	喜久右衛門	金五郎 (36)、女房 (30)、 くめ (2)	観察不能	1862	23年以上
⑤	佐助	—	1844～1849の間	観察不能	21年以上
⑥	茂右衛門	茂右衛門 (27)	1844～1849の間	1851	7～2年
⑦	ちよ	—	1862	観察不能	9年以上
⑧	八左衛門	—	1866～1868の間	観察不能	2年以上

家を守るために奮闘する人々

横野村空き家発生時の世帯構成 「鰥寡孤独」

世帯番号	明屋敷名	最終確認年	世帯員
①	太平治	1843	太平治 (60) *、男子重太郎 (30)
⑤	佐助	1843	平八 (65) *、女房 (60)、男子佐七 (19)、婿松五郎 (29)、同女房 (27)
⑥	茂右衛門	1843	弥太郎 (33)
⑦	ちよ	1862	ちよ (16) *
⑧	八左衛門	1864	辰五郎後家 (28) *

遺跡証文のひな型 (1778)

遺跡証文之事

一 貴殿次男亀三良我等遺跡ニ貫娘
つると女合申候為持参金百両只今
慥ニ請取申所実正也然上者所持之田畑
家屋敷家材山林竹木共相讓可申候
万一不行跡杯ニ而離縁之儀茂有之候ハ
此方方離縁致候ハ右之持参金相返
可申候ニ其身方退候ハ右持参金之不及
沙汰候為後日遺跡証文依如件

千代村

安永七年

貫主

戌四月

万右衛門

証人

千左衛門

与頭

百太郎

竹松村

繁蔵殿

秦野市の遺跡証文 (1742)

遺跡証文之事

一 貴殿子息定六儀我等遺跡ニ貫娘与致老所ニ候上者田畑
家材山林竹木諸道具等迄不残遺跡方江相讓申所実正也
此讓リニ付諸親戚者不及申横合方構申者無御座候
然ル上者御(闕字)公儀様御法度之趣急度相守
積孝大切ニ可仕候為持参与金子拾五兩慥ニ受取申候
万一不縁ニ罷成候ハ右之持参金不残返濟可申候
為後日遺跡証文加判依而如件

寛保貳戌年二月日

窪田又左衛門知行所

土屋村

親 次兵衛 (印)

親戚仲人茂兵衛 (印)

年寄加判喜左衛門 (印)

名主加判長右衛門 (印)

横野村

理右衛門殿参

定悟郎寺送り証文 (1845)

寺替一札之事

一拙寺旦那当村百姓武左衛門弟定悟郎儀
当已廿二才ニ罷成代々禅宗ニ而拙寺旦那
紛無御座候今般其御村邑右衛門遺跡ニ
縁付参り申候右邑右衛門与同宗同寺ニ罷成度
由相願候ニ付任其意申附候間向後貴寺
旦那ニ罷成可被下候拙寺方ニ少茂構無御座
為後日寺替一札依如件

弘化二乙巳年

二月

弥勒寺村

福昌院

横野村

白泉寺

方丈

定悟郎村送り証文 (1845)

一札之事

一 当村百姓武左衛門弟定悟郎当巳式拾式歳ニ
罷成申候今般其御村方百姓村右衛門養子ニ
縁付来り申候尤田畑山林敷金杯附添遣シ
不申候為後日送り一札仍如件

弘化二乙巳年正月

弥勒寺村

名主

市郎兵衛 印

横野村

名主中

※弥勒寺村は現在の
松田町大字寄あたり

寺社奉行への届け (1845)

一札

一 御領分弥勒寺村百姓武左衛門弟定悟郎卜
申者当巳廿二才ニ罷成代々禅宗ニ而拙寺
旦那紛無御座候然ル処今般横野村村右衛門
遺跡ニ縁付参り申候村右衛門儀同村白泉寺旦那
那ニ御座候ニ付右定悟郎宗旨寺替仕
村右衛門同宗同寺旦那ニ罷成度由相願申候
右願之通被仰付被下置候ハ、難有仕奉存候以上

弘化二乙巳年 弥勒寺村

二月 福昌院

寺社

御奉行所

横野村で行われた養子縁組 村送り状・寺送り状に見る記載

種類	「聿」または「聿養子」	「遺跡」	「養子」	記載なし	計
件数	7	6	5	5	23

※「遺跡」と「養子」については同一人物が重複して計上されているので、縁組の実際の合計件数は22。

横野村で行われた養子縁組 宗門改帳のデータによる分類

種類	婿養子	入夫	入夫または婿	養子	明屋敷	データなし	計
件数	9	3	3	2	2	3	22

※「データなし」は宗門改帳欠年のため。

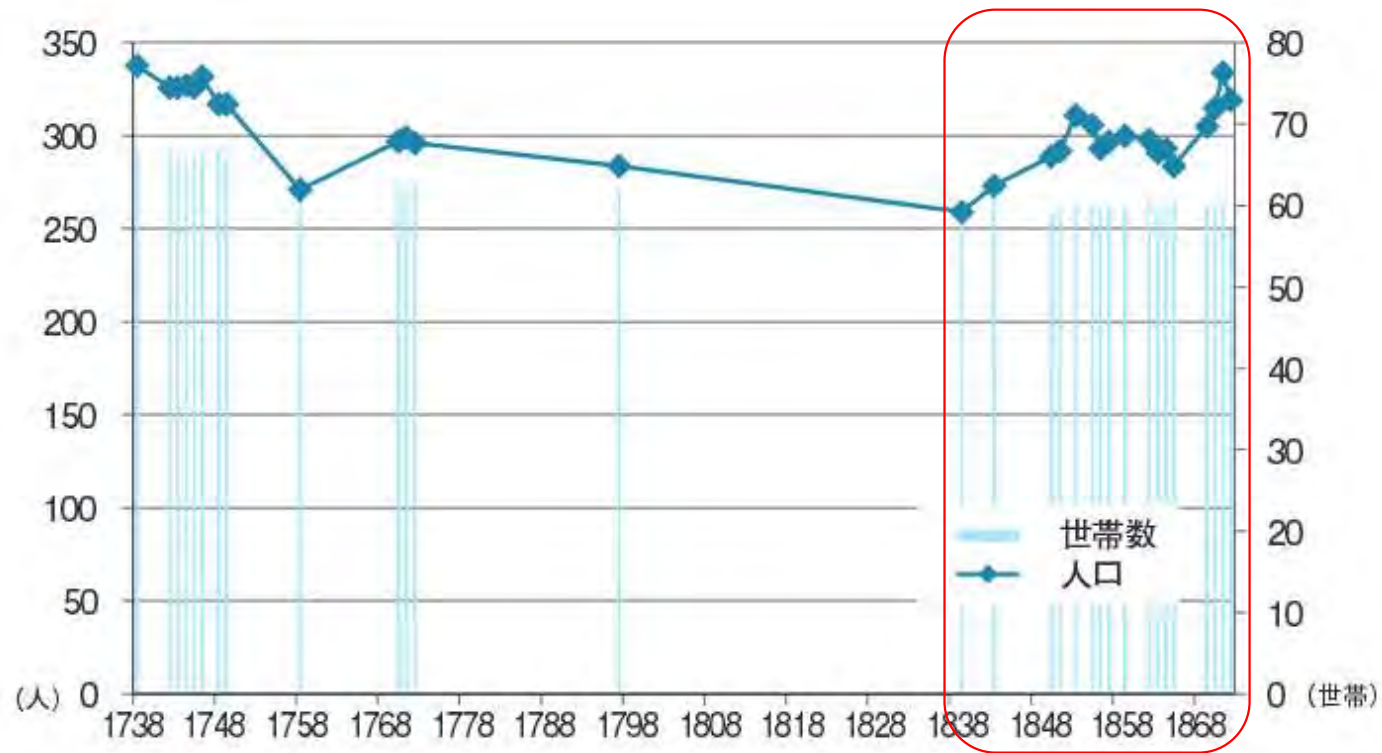
養子とされた入夫「修五郎」

- 村送り証文（1856）
 - 「其御村方百姓辰五郎殿江聳養子遣申し候」とあるので、辰五郎の養子になっているように見える
- 宗門改帳
 - 1856年の世帯主は「辰五郎後家」ろく
 - 修五郎はろくと結婚、「辰五郎」と改名
 - ろくは、1855に死亡した夫辰五郎との間に儲けた一女はまと亡夫の母と同居

→なぜ入夫であることを隠したのか？

家を守るために奮闘する村

横野村（神奈川県秦野市）の人口



横野村の明屋敷（＝空き家）一覧 （1839—1870）

年度	明屋敷名前と番号								明屋敷計
	太平治 ①	何兵衛 ②	伝蔵 ③	喜久右衛門 ④	佐助 ⑤	茂右衛門 ⑥	ちよ ⑦	八左衛門 ⑧	
1839	—	明屋敷	明屋敷	明屋敷	—	—	—	—	3
1843	消滅	再興	再興	明屋敷	—	—	—	—	2
1850	明屋敷	—	—	明屋敷	明屋敷	明屋敷	—	—	4
1851	明屋敷	—	—	明屋敷	記載漏れ	再興	—	—	3
1853	明屋敷	—	—	明屋敷	明屋敷	—	—	—	3
1855	明屋敷	—	—	明屋敷	明屋敷	—	—	—	3
1856	明屋敷	—	—	明屋敷	明屋敷	—	—	—	3
1857	明屋敷	—	—	明屋敷	明屋敷	—	—	—	3
1859	明屋敷	—	—	明屋敷	明屋敷	—	—	—	3
1862	明屋敷	—	—	再興	明屋敷	—	消滅	—	2
1863	明屋敷	—	—	—	明屋敷	—	明屋敷	—	3
1864	明屋敷	—	—	—	明屋敷	—	明屋敷	—	3
1865	再興	—	—	—	明屋敷	—	明屋敷	—	2
1869	—	—	—	—	明屋敷	—	明屋敷	明屋敷	3
1870	—	—	—	—	明屋敷	—	明屋敷	明屋敷	3

横野村の家数はなぜ一定か？

- 百姓株式
 - 屋敷地（宅地） + 田畑（耕地） + 山林（入会権）のセット
- 1839年以降の横野村の家数（= 百姓株式数）
 - 有人の家の数 + 明屋敷=63
- 近世農村で見られた家数の固定
 - 資源配分のため（内藤二郎『近世本百姓体制の研究』）
 - 村の存続のため（白川部達夫『近世の百姓世界』）
 - 村単位で課された夫役の人数確保のため（三嶽敏雄「村の税の負担と治山治水」、桑原恵「近世農民の「家と家族」）
 - 横野村では村方騒動による五人組の強化が一因？
 - どの明屋敷がどの五人組に所属しているかも記録される

明屋敷のその後

世帯番号	名前	再興時世帯員	消滅年	再興年	明屋敷期間
①	太平治	傳良 (33)、女房 (27)	1843	1865	22年
②	何兵衛	玄秀 (42)、妻みさ (37)、 女子なぎ (9)、男子茂十郎 (6)、女子なつ (3)	観察不能	1843	4年以上
③	伝蔵	儀右衛門 (47)、女房 (40)、 女しげ (17)、女かく (10)、 女ひやく (4)	観察不能	1843	4年以上
④	喜久右衛門	金五郎 (36)、女房 (30)、 くめ (2)	観察不能	1862	23年以上
⑤	佐助	—	1844～1849の間	観察不能	21年以上
⑥	茂右衛門	茂右衛門 (27)	1844～1849の間	1851	7～2年
⑦	ちよ	—	1862	観察不能	9年以上
⑧	八左衛門	—	1866～1868の間	観察不能	2年以上

柏木何兵衛家の再興

- 1843年に伊豆山村から、妻子と共に横野村「何兵衛」の養子となる
 - 1839年では「何兵衛」の家は明屋敷
- 何兵衛は既に死亡、死人との養子縁組
- なぜ、明屋敷であることを隠したのか？**
- 1859～1862年の間に当主になった息子は「何兵衛」を名乗り、明治時代には「柏木」姓を名乗る
 - 父玄秀の実家は相原姓
- 実質的には「何兵衛」の「跡式」を再興

柏木何兵衛家の再興

一札之事

一 豆州加茂郡伊豆權現領百姓文藏倅玄秀

妻子共此度其御村百姓何兵衛養子ニ縁付

遣候処相違無御座候此者代々古儀真言宗ニ而

当村成就坊旦那紛無御座（平出）

御公儀御法度之宗門類族之無御座

候間向後其御村御支配ニ被仰付御趣方為相守可被下候
為後證仍而如件

天保十四年癸卯年四月日

豆州伊豆山

村役人

源吉（印）

相州大住郡横野村

御名主

新八殿

落幡沼田家所蔵史料 No.27

りよ差出申一札之事

差出申一札之事

新五郎病死ニ付後家罷在候処往々私ニ而者
相続無覚東御役所并御組合中談合ヲ以
私身分他江縁付跡式養子ニ而家名相立
永続仕候様相願候処御承知ヒ下私儀今般身
分相応之方江縁談仕罷越候依而者跡式名跡
何れ方御世話ヒ下候而も毛頭故障申間敷候且
私身之上以後病氣等ニ而難渋仕候与も跡式人江
難儀為掛ケ申間敷候尤年老候而連合之者不
仕合之方も無之哉相果候儀も有之可便方も無
之候節者格別之御勘弁ヲ以御厄介ヒ成下候様
御願申上度候為後日跡式取極差出申一札如件

安政二卯年

七月日

落幡村

新五郎後家

りよ 印

子安村

親類 善太郎

請人

村方

御役人中様

御組合中様

※子安村は現在の神奈川県
横浜市神奈川区の一部

おわりに

- 数字だけを見ると、横野村の世帯数や人口は安定
 - 家単位での努力
 - 村単位での努力
- 「遺跡」という言葉に象徴されるシステムが地域社会の安定・存続に大きく貢献
- 現代の日本政府や地方自治体の役所も同じ課題に直面
 - 空き家等対策措置法施行（2015）
 - 秦野市都市部交通住宅課住宅政策・移住相談担当「空き家にしない「わが家」の終活ノート」
(URL:<https://www.city.hadano.kanagawa.jp/www/contents/1589781958471/index.html>)
 - 国土交通省「全国版空き家・空き地バンク」(2019)
 - 農地付き空き家

国交省「『農地付き空き家』の手引き」

今なぜ「農地付き空き家」なのでしょう。

昨今、「田園回帰」という流れがあると言われていています。総務省が平成28年度に行った「『田園回帰』に関する調査研究」によると、過疎地域における人口移動について、若い世代で地方への移住の動きが見られ、内閣府による「東京在住者の今後の移住に関する意向調査」（平成26年）においても、約4割の人が移住を希望する旨の意向が示されています。（中略）

こうした中、全国の中には、都会からの移住者に対して空き家に隣接する遊休農地をセットで提供するなどの事例もあります。空き家は上手く使えば地域の「資源」となるものであり、地域の合意形成の中でこうした資源を活用していくことで地方創生や地域の活力の維持・向上につながることも期待されます。

出所：国土交通省 土地・建設産業局住宅局「『農地付き空き家』の手引き」2019
(URL:https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/content/nouchitsukiakiya_tebiki.pdf)

参考文献

- 尾脇秀和『近世京都近郊の村と百姓』佛教大学研究叢書、2014
- 大石久敬著、大石慎三郎編『地方凡例録 上』近藤出版社、1969
- 桑原恵「近世農民の「家」と家族」徳島大学総合科学人間社会文化研究14、2007
- 白川部達夫『近世の百姓世界』吉川弘文館、1999
- 戸石七生「幕末南関東の地縁共同体と『抱』」『村落社会研究』13-2、2007
- 戸石七生『むらと家を守った江戸時代の人びと』農山漁村文化協会、2017
- 平野哲也『江戸時代村社会の存立構造』御茶の水書房、2004
- 武陽陰士著、本庄栄次郎校訂、奈良本辰也補訂『世事見聞録』岩波文庫、1994
- 福田アジオ『日本村落の民俗的構造』弘文堂、1982
- 松平定信著、松平定光校訂『宇下人言・修行録』岩波文庫、1942
- 三嶽敏雄「村の税の負担と治山治水」『秦野市史研究』23号、秦野市、2004

ご清聴ありがとうございました